八柱霊園（合葬埋蔵施設）

遺骨・生前区分 で 申込み

⚠ **ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。**
⚠ **申込者は必ず埋蔵予定者になります。**
⚠ **分骨による申込みはできません。**
⚠ **都立霊園使用中の方は現使用墓所の返還が条件です。**
○ **下記の全ての申込資格にあてはまり、証明書類を提出可能な方が申込みできます。**

要　件	申 込 資 格	証 明 書 類（申込時点では必要ありませんが、書類審査の際に必要となります）
居住要件	申込者本人及び存命の埋蔵予定者（3体用の場合）が、申込期間満了日（**令和８年７月３日**）において、**都内又は松戸市に継続して３年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	① **本籍記載の住民票（原本）** 申込者本人と存命の埋蔵予定者の住所が異なる場合は、それぞれの住民票が必要です。 ② **住民票の除票（原本）**（３年の間に都内又は松戸市で転出入している場合） 12頁
遺骨・埋蔵予定者との関係	**２体用**　遺骨は申込者と夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係であること 9頁 **３体用**　遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係であること 9頁	**戸籍謄本等（原本）** 16頁 ※胎児の遺骨で申し込む場合 10頁
遺骨の状態	**現在守っている遺骨がある方** 【例】 ●自宅に安置している方 ●都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ●公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	※下記の①～④のいずれか１つ ① 死亡事項記載の**戸籍謄本（原本）** 16頁 ② **火葬許可証**（自治体により名称が異なる場合があります） 13頁 ③ **都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書** 13頁 ④ **埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書** 14頁

一定期間後共同埋蔵	直接共同埋蔵
使用許可日から起算して 20 年間は地下の埋蔵室に骨壷に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	納骨後速やかに共同埋蔵します。

共同埋蔵とは、遺骨を骨壷から出して一体ずつ骨袋に入れ替えて合わせ葬ることです。

注意事項

- **令和８年７月３日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります（一時収蔵施設使用者** 詳細 18 頁**）**。なお、現在合葬埋蔵施設の使用者（名義人）かつ、埋蔵予定者でない方が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設・樹林型合葬埋蔵施設を申し込む場合は、施設返還の必要はありません。
- 当選された場合、**書類審査は、郵送**で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和８年７月３日以降発行のもの）等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

遺骨・生前 申込区分　２体用・３体用



…申込者本人

…存命の埋蔵予定者


…遺骨

八柱霊園（合葬埋蔵施設）

一定期間後共同埋蔵（遺骨・生前申込区分）

※遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係にあること。

組　名	申込体数	募集体数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA05 組	２体用	170	262,000	**２体用** 申込者＋遺骨１体
GA06 組	３体用		393,000	**３体用** ①申込者＋遺骨２体 ②申込者＋埋蔵予定者＋遺骨１体

直接共同埋蔵（遺骨・生前申込区分）

※遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係にあること。

組　名	申込体数	募集体数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA07 組	２体用	320	106,000	**２体用** 申込者＋遺骨１体
GA08 組	３体用		159,000	**３体用** ①申込者＋遺骨２体 ②申込者＋埋蔵予定者＋遺骨１体

※２体用と３体用の間で応募倍率に差が出ないよう、受付数に応じて各組の募集体数の内訳を調整します。
※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。

・合葬埋蔵施設とは 詳細 7 頁


八柱霊園合葬埋蔵施設


八柱霊園合葬埋蔵施設献花台

多磨霊園（合葬埋蔵施設） 小平霊園（合葬埋蔵施設）

遺骨・生前区分 で 申込み

⚠ **ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。**
⚠ **申込者は必ず埋蔵予定者になります。**
⚠ **分骨による申込みはできません。**
⚠ **都立霊園使用中の方は現使用墓所の返還が条件です。**
○ **下記の全ての申込資格にあてはまり、証明書類を提出可能な方が申込みできます。**

要　件	申　込　資　格	証　明　書　類（申込時点では必要ありませんが、書類審査の際に必要となります）
居住要件	申込者本人及び存命の埋蔵予定者（3体用の場合）が、申込期間満了日（**令和８年７月３日**）において、**都内に継続して３年以上居住**しており、それを**住民票で証明できること**	① **本籍記載の住民票（原本）** 申込者本人と存命の埋蔵予定者の住所が異なる場合は、それぞれの住民票が必要です。 ② **住民票の除票（原本）**（3年の間に都内で転出入している場合） 12頁
遺骨・埋蔵予定者との関係	**２体用**　遺骨は申込者と夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係であること 9頁 **３体用**　遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係であること 9頁	**戸籍謄本等（原本）** 16頁 ※胎児の遺骨で申し込む場合 10頁
遺骨の状態	**現在守っている遺骨がある方** 【例】 ●自宅に安置している方 ●都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ●公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	※下記の①～④のいずれか１つ ① 死亡事項記載の**戸籍謄本（原本）** 16頁 ② **火葬許可証**（自治体により名称が異なる場合があります） 13頁 ③ **都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書** 13頁 ④ **埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書** 14頁

一定期間後共同埋蔵	直接共同埋蔵
使用許可日から起算して 20 年間は地下の埋蔵室に骨壷に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	納骨後速やかに共同埋蔵します。

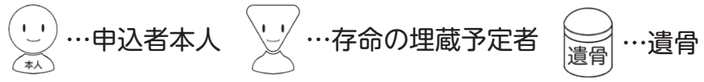
共同埋蔵とは、遺骨を骨壷から出して一体ずつ骨袋に入れ替えて合わせ葬ることです。

注意事項

- **令和８年７月３日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります（一時収蔵施設使用者** 詳細 18 頁**）**。なお、現在合葬埋蔵施設の使用者（名義人）かつ、埋蔵予定者でない方が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設・樹林型合葬埋蔵施設を申し込む場合は、施設返還の必要はありません。
- 当選された場合、**書類審査は、郵送**で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和８年７月３日以降発行のもの）等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

遺骨・生前 申込区分　２体用・３体用



多磨霊園（合葬埋蔵施設）

一定期間後共同埋蔵（遺骨・生前申込区分）

※遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係にあること。

組　名	申込体数	募集体数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA17 組	２体用	220	122,000	**２体用** 申込者＋遺骨１体
GA18 組	３体用		183,000	**３体用** ①申込者＋遺骨２体 ②申込者＋埋蔵予定者＋遺骨１体

小平霊園（合葬埋蔵施設）

直接共同埋蔵（遺骨・生前申込区分）

※遺骨及び埋蔵予定者は、申込者と夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹の関係にあること。

組　名	申込体数	募集体数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA24 組	２体用	110	116,000	**２体用** 申込者＋遺骨１体
GA25 組	３体用		174,000	**３体用** ①申込者＋遺骨２体 ②申込者＋埋蔵予定者＋遺骨１体

※２体用と３体用の間で応募倍率に差が出ないよう、受付数に応じて各組の募集体数の内訳を調整します。
※使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。
※一定期間後共同埋蔵の組は多磨霊園合葬埋蔵施設、直接共同埋蔵の組は小平霊園合葬埋蔵施設２号基に埋蔵されます。

・合葬埋蔵施設とは 詳細７頁


多磨霊園合葬埋蔵施設


小平霊園合葬埋蔵施設（２号基）